

Q1

家を建てるために土地を探しているが、広告などで「土地は市街化調整区域」とあるが、これは何ですか？

Ans1

松戸市では、都市計画で市内全域を、「市街化区域」と「市街化調整区域」に、それぞれ区域を定めています。

市街化区域は、その区域にあった建物（用途地域の制限に適合した建物）を建てることで、その区域にふさわしい街づくりをしていく区域であり、我が家である「住宅」は、この区域内であれば建てられますが、「工業専用地域」だけは、工業の利便を促進するための地域であるため建てることはできません。

市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、建物は限られたものしか許されず、住宅は原則として建てられません。

さらに詳しく相談をされたい方は、下記の窓口へ

【窓 口】 松戸市役所 住宅政策課 （新館8階）

☎ 047-366-7366